

産後リカバリーヨガインストラクター養成講座

■産後リカバリーヨガインストラクター養成講座

<講座目的>

- ・産後女性の体力・気力の回復を手助けするヨガを提供できるインストラクターを養成いたします。
- ・産後ヨガのプロフェッショナルとして産後女性の心と身体についての専門的な知識を習得します。
- ・産前産後に起こる心身の変化やトラブルに対して、適切なアーサナを学びます。
- ・赤ちゃんが同席するクラスの楽しい雰囲気づくりや安全なレッスンの進め方について学びます。
- ・産後ヨガインストラクターとしての心構えや自己PR,コミュニケーション法を学びます。
- ・産後女性に対しての理解を深め、心と身体に寄り添える産後ヨガインストラクターを目指します。

<応募資格>

- ・今後産後ヨガインストラクターとして活動をしたいと希望している女性（妊娠・出産の有無は問いません）
- ・ヨガ経験者（指導歴は問いません）
- ・産後女性のためのケアやサービスを行っている方
- ・産後女性のためのケアやサービスを勉強されている方

■養成講座概要

第12期：各日10:00~13:00（3時間） × 20日間

日程 10月16日（月） / 10月23日（月） / 10月30日（月） / 11月6日（月） / 11月13日（月） / 11月20日（月） / 11月27日（月） / 12月4日（月） / 12月11日（月） / 12月18日（月） / 12月25日（月） / 1月15日（月） / 1月29日（月） / 2月5日（月） / 2月19日（月） / 2月26日（月） / 3月5日（月） / 3月12日（月） / 3月19日（月） / 3月26日（月） 全20日間

※その他、受講期間中に35yoga認定インストラクターによる一般レッスンを5回以上受講すること

会場 A Life Labo（ココカラウィメンズクリニック内ラーニングセンター）

名古屋市東区泉1-23-36 NBN 泉ビル 4F 地下鉄桜通・名城線「久屋大通」駅 1A 出入口 徒歩1分

<講師>

メイン講師：35yoga 代表 産後ヨガインストラクター 柘植有美

補助講師：35yoga 認定インストラクター

※その他、外部講師が担当する講座もございます。

<講座カリキュラム>

講 義

- ・ヨガとは？産後ヨガとは？
- ・妊娠期から産後の解剖生理学（骨盤・子宮・女性ホルモン等）
- ・赤ちゃんがいるクラスの雰囲気づくりやレッスンですぐ活かせるコツ
- ・インストラクターとしての心構え、自己PR法、コミュニケーション法 等

実 技

- ・基本のヨガアーサナ
- ・軽減法・アレンジ法・シーケンス・呼吸法
- ・産後の不調別に適したアーサナの指導と誘導法
- ・産後ヨガオリジナル太陽礼拝
- ・香りを使った瞑想法 等

試 験

- ・アーサナ実技試験
- ・解剖学筆記試験

※その他、特別外部講師を招いての特別講座などがございます

<定員>

10名 ※最小催行人数3名

<受講料>

産後リカバリーヨガインストラクター養成講座 210,000円（税抜）

早期割引 2017年9月15日（金）までのエントリー 199,500円（税抜）

修了生割引 35yoga が開催するその他の養成講座をすでに修了した方／受講中の方 189,000円（税抜）

※ テキスト・筆記試験・実技試験代金・修了証を含みます

<赤ちゃんの同伴について>

原則0歳児のお子さんについては同伴にて受講いただけます。

（講座中の赤ちゃんの授乳やお世話などについては十分配慮を行います。）

※託児を希望される方は、同ビル2Fにあるキッズルームを特別料金にてご利用いただけます。

ご希望の方はココカラキッズルームへ直接お申込みください。



<http://coco-kara.net/kidsroom/>

090-9171-0732（受付：平日9：00-17：00）

■養成講座エントリー方法■

<講座受講規約>に同意の上、別紙応募用紙に必要事項を記入し2017年10月2日(月)までに株式会社 Areus 35yoga 事務局までメールまたは郵送にて送付ください。

■よくあるご質問

Q：身体が硬いのですが、養成講座に参加できますか？

A：はい。ヨガ実践に困難な怪我や病気などがなければ受講に際して体の硬さについては不問です。

もともと運動が苦手だったという人や、体力に自身がないという人も養成講座受講中、積極的にトレーニングをすることで、ご自身の体の変化をぜひ感じてみてください。

Q：現在子育て中ですが、養成講座に参加できますか？

A：はい、もちろんご参加いただけます。女性は妊娠、出産、子育てなどにより生活スタイルが変わったり、お仕事がストップしてしまうことがありますが、35yoga ではそのような機会をむしろチャンスととらえています。妊娠や出産という経験を、どうぞ産後ヨガで活かしてください。今までの受講生達の9割が子育て中のママです。

Q：現在育児休暇中ですが、養成講座に参加できますか？

A：はい、もちろんご参加いただけます。今までも育児中渦中に資格を取得したい、スキルアップしたいという受講生の方が多数参加されています。職場フックまでの限られた時間をぜひ有効活用してください。

Q：受講料は分割で支払うことはできますか？

A：はい。分割払いも可能ですのでご相談ください。

Q：養成講座修了後、すぐにレッスンは開催できますか？

A：受講された方のレベルなどによりますが、出来る限りすぐに関催できるまでのノウハウをお伝えします。また、修了者には「認定インストラクター登録制度」を設けております。実地研修や、個別指導、インストラクターとしてのプロモーションや集客などをサポートいたしますので併せてご検討ください。

Q：養成講座を修了した後、仕事の斡旋などはしてもらえますか？

A：申し訳ありませんが、お仕事の斡旋は必ずしもお約束できるものではありません。ですが、35yoga 認定インストラクター登録をされた方には、優先的にお仕事のご紹介をさせていただきます。

Q：受講後、特にヨガの指導をする予定はないのですが受講可能ですか？

A：はい。今までも一般企業の会社員の方が育児休暇中に受講されたり医療従事者、ベビーマッサージの先生、スポーツトレーナーの方も受講されています。「産後のヨガを学びたい」という方であれば受講いただけます。

Q：家庭で申込用紙を印刷できません。申し込みはできますか？

A：申込用紙はメール送信でも承っておりますので Word で記入したデータをメールで送付していただいてもOKです。

また word がない場合は、ひとまずメールに必要事項を記載の上お申し込みください。弊社より申込用紙を郵送いたします。

Q：受講日に欠席などをした場合の振替受講はできますか？

A：原則出来ませんが、次期以降の同プログラムの日に振り替え受講をしていただけます。ご相談ください。

Q：説明会へ参加したいのですが子供や家族が同席してもいいですか？

A：はい、説明会へご家族（赤ちゃんや旦那さん）と一緒にきていただいても大丈夫です。

※説明会は 1 時間ほどを予定しています。

Q：説明会に参加していませんが受講できますか？

A：はい、説明会に参加いただけなかった方でももちろん受講可能です。

Q：受講について家族と相談をしています。締め切り日が過ぎても申込できますか？

A：定員に達していなければ申込締め切り後でもエントリーいただけます。ただ資料の準備がございますので、検討中の方はご一報いただくと助かります。

<講座受講規約>

第1条(適用範囲)

本規約は、株式会社 Areus ライフデザイン事業部 35yoga グループ(以下「35yoga」といいます。)が主催するすべての養成講座(以下、「本講座」といいます。)を対象とし、効力を生じます。

第2条(受講の申込み)

本講座の受講申込みは、35yoga が定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条(受講契約の成立)

本講座の受講の申込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第4条(受講料の額)

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

第5条(講座開催日前の解約)

本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生いたします。なお、「講座開始」とは、その養成講座が始まる最初の日のことをいいます。また、本講座のキャンセルの通知があった時点は、メール、郵送その他明確な方法による通知が 35yoga に到達し、35yoga が覚知した時点を行います。

▶受講料決済後から講座開始の8日前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の0%の額

▶講座開始日の7日前から3日前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の50%の額

▶講座開始日の2日前から講座開始の24時間前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の70%の額

▶講座開始の24時間前以降から講座開始までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の100%の額

解約が成立した際は、受講料から上記キャンセル料を差し引いた額を指定口座に振込にて返金いたします。その際の振込手数料は受講者の負担となります。

第6条(講座開講日以降の解約)

講座開催の日以降の受講者からの解約(受講契約の解除)は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。

第7条(受講料の返金)

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切いたしません。

第 8 条(講座の振替)

受講者が講座に出席できない場合において、35yoga が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。

第 9 条(講座開催の中止および延期)

本講座の受講の申込者が 3 名に満たない場合、35yoga は講座の開催の日の 1 週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします(なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、35yoga はその賠償の義務を負わないものとします。)

また講座開始後に 35yoga や講座会場の都合および降雪などの悪天候により講座開催が困難であると 35yoga が判断した場合、35yoga は本講座の中止もしくは開催日時の変更をすることができます。

第 10 条(著作物)

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物(ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。)に関する著作権は 35yoga に帰属し、受講者が 35yoga の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為(次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。)を行うことを禁じます。

(1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

(2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為

(3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

第 11 条(秘密保持)

受講者は、本講座を受講するにあたり、35yoga によって開示された 35yoga 固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第 12 条(遵守事項)

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

(1) 35yoga 及び講師の指示に従うこと及び他の受講者や講座会場および近隣施設の迷惑になるような行為、言動等をしていないこと

(2) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、35yoga 及び講師に一切の責任を求めないこと

(3) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行わないこと

(4) 本講座の内容につき、録音又は録画をしないこと

第 13 条(受講資格の失効)

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに 35yoga の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3) 35yoga の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (4) 35yoga 又は 35yoga の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (5) 35yoga の事業活動を妨害する等により 35yoga の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (6) 他、35yoga が本講座受講生として不適切であると判断した場合

第 14 条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第 15 条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、35yoga 及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 16 条(免責事項)

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、35yoga は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第 18 条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第 19 条(改定等)

- (1) 本規約に定めのない事項については、35yoga が決定します。
- (2) 本規約は、受講生に対する事前の連絡なく、35yoga の判断により改定することができます。

以上